

---

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第5、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第34号は、専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）であります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（高柳孝博君） これは、低所得者に対して2割軽減の幅が広がると、結果的になるわけですけど、そうしますと、その財源というのは、今度またさらに国の方は消費税とか何かを充てるといことで・・・、先ほどの軽自動車なんかもそういうことになるかとは思いますが、松崎がどのくらい影響するのか、そのあたり、例えば、これを広げることによって、どれだけの財源が必要になってくるのか、そのあたりの試算がありましたら。一度聞いているかもしれませんが、もう一度お願いします。

○健康福祉課長（高木和彦君） 国民健康保険の課税につきましては、まだ本算定がされていないものですから、あくまでも仮の数字ですけども、理論的には、80から90世帯くらいは軽減の世帯が増えてくるように感じています。

財源の問題ですけども、元々2割、5割の軽減については、保険基盤の安定繰入金というのがありまして、県の方で4分の3負担していますので、それについては、県の方から補てんがあります。あと4分の1については、町になりますけれども、これは交付税の方で充当されると聞いております。

それと、金額ベースにつきましては、ちょっとまだ本算定が出ていないものですから、ご容赦ください。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○10番(鈴木源一郎君) 本案は、国保税の5割軽減、3割軽減の対象の拡大ということであります。専決処分ですので、処分の効果はないわけですがけれども、前進だと思っておりますので、賛成をいたします。

○議長(稲葉昭宏君) これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(松崎町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---